

きみらぼ友の会 規約

(名称)

第1条 本団体は、「きみらぼ友の会」と称する。

(所在地)

第2条 本団体の事務所は、千葉県千葉市若葉区西都賀4-1-10に置く。

(目的)

第3条 本団体の活動は、「こどもまんなか社会」のスローガンの元、みんなが繋がり支え合える社会を目指している。

児童虐待通報件数は右肩上がりであり、苦しむ子ども若者は増え続けている。

更には、被虐待児は、養護されたら終わりではなく、そこからまた苦しむ。

生まれ、育つゆく命が、小さな幸せを感じながら「生まれてきた良かった」と思える社会を目指す。

(活動内容)

第4条 本団体は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) 社会的養護下、及び社会的養護下だったこども・若者に対して以下の支援を行う。
 - ①シェルター事業
 - ②居場所事業
 - ③就労支援事業
- 2) 「児童虐待」「社会的養護」を中心に世の中に対して、情報を発信するなどして、普及啓発活動を行う。
- 3) 千葉県内を中心に児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホームなどの社会的養護に関係する施設等において、こども・若者の実態などを調査する。
- 4) その他、目的の達成に必要な活動

(会員の資格)

第5条 本団体の会員は、本団体の目的に賛同して入会登録を行った個人および団体とする。

(会費)

第6条 本団体の会員は、年間3,000円の会費を納入するものとする。原則として、会費を財源に事業運営の費用に充てる。

(退会)

第7条 本団体の会員は、退会届を会長に提出のうえ任意で退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

1) 本人が死亡したとき

2) 会費を2年以上納入しないとき

(役員)

第8条 本団体に以下の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

会計 1名

監事 1名

(役員を選任)

第9条 会長、副会長の選任は、会員から立候補および推薦された者の中から総会において選出する。また、事務局長および会計は会長が指名する。監事は全会員の中から選出する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第11条 本団体では、以下の会議を置く。

- 1) 総会 年1回
- 2) 役員会 2ヶ月に1回

(総会)

第12条 本団体の総会は毎年1回開催するものとする。また、総会は以下の事項について審議し、決定する。総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

- 1) 活動計画および予算決定に関する事項
- 2) 活動報告および決算報告に関する事項
- 3) 規約の改廃
- 4) 役員を選任および解任
- 5) その他運営に関する事項

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(規約の改定)

第14条 規約の改正は会員の発議により、総会を招集し、総会出席会員の3分の1以上の賛成を必要とする。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(その他)

第16条 この規約に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則 この規約は2024年4月1日から施行する。